

# 公 告

中部アイティ産業健康保険組合  
理事長 鈴木 勉

## 平成 25 年度における一般保険料率の改定について

平成 25 年 2 月 18 日に開催した第 19 回組合会において、中部アイティ産業健康保険組合の一般保険料率の改定を決定し、東海北陸厚生局より認可されたので下記により公告します。

### 記

1. 改定後の保険料率 100.00/1000 (現行 95.00/1000)
- (1) 一般保険料率 98.70/1000 (現行 9.370/1000)
- 内訳 基本保険料率 43.534/1000 (現行 45.360/1000)
- 特定保険料率 55.166/1000 (現行 48.340/1000)

※特定保険料率は、一般保険料率のうち、高齢者医療制度へ拠出するための保険料率です。

- (2) 調整保険料率 1.30/1000 (改定なし)

※調整保険料率とは、全国の健康保険組合が共同で実施している事業(高額医療費補助及び組合財政支援交付金等)の財源に充てるための保険料で、調整保険料率は毎年度、健康保険組合連合会が設定します。

### 2. 負担割合

事業主：50% (50/1000)

被保険者：50% (50/1000)

3. 適用期間 平成 25 年 3 月保険料 (4 月徴収分) ~ 平成 26 年 2 月保険料 (3 月徴収分)

以上